

# (仮)まちづくり基本条例戦略プラン (素案)

～ 戦略方針と行動計画 ～

豊 田 市

(注) 戦略方針及び行動計画は素案ですので、変更することがあります。

## はじめに

豊田市は、従来の行政運営体（先例踏襲、予算消化）から行政経営体（市民志向、成果重視、現場主義）への変革を目指して、平成12年より「行政経営システム」を導入し、市役所の仕事の進め方と職員の意識の改革を目的に、具体的な行動計画として、「行政経営戦略プラン」に取り組んできました。

現行の「（改訂）第2次行政経営戦略プラン」（以下、「第2次プラン」といいます。）は、平成21年度末で取組みを終了しますが、今後もより良いサービスを効率的・効果的に市民に提供するために、更なる取組みを進めていく必要があります。

現在、策定を進めている新たな取組みは、第2次プランの取組みを継承しつつ、平成17年10月に制定された「まちづくり基本条例」に基づいた構成として、名称も「（仮）まちづくり基本条例戦略プラン」と改めます。

## 第2次行政経営戦略プランの概要と実績

現在取組み中の「第2次プラン」は、平成17年度から取組みを開始し、平成18年度の一部改訂を経て、平成21年度で終了します。その取組みの概要と平成20年度までの実績は次のとおりです。

### 【ねらい】

- 仕事の質の向上
- 市役所の構造改革

### 【策定のポイント】

- 全職員の参加による取組みの拡大・継続
- 新たな課題への対応（「合併」と「危機管理」の取組み推進）
- 国の「新地方行革指針集中改革プラン」への位置づけ

### 【行動計画の取組み実績】

戦略方針	H17年度		H18年度		H19年度		H20年度		H21年度
	行動計画	終了	行動計画	終了	行動計画	終了	行動計画	終了	行動計画
(1) トップマネジメントを支援する機能の強化	2	0	2	1	1	0	1	0	1
(2) 自立型事業部門と支援型事務部門の確立	53	7	49	12	37	3	34	6	28
(3) 危機管理への対応	17	1	17	2	17	1	16	1	15
(1) 市民志向・成果重視による行政活動の推進	130	15	129	23	112	32	80	18	62
(2) 市民と行政のパートナーシップの推進	54	4	50	9	44	10	34	2	32
(3) 行政評価制度の確立及び定着	6	0	6	1	6	1	5	0	5
合計	262	27	253	48	217	47	170	27	143

### 【取組みによる経費削減額】

- ・17年度 2,187,231 千円
- ・18年度 1,991,003 千円
- ・19年度 2,560,808 千円
- ・20年度 1,854,736 千円

## (仮)まちづくり基本条例戦略プランの概要

(仮)まちづくり基本条例戦略プラン策定におけるポイントは次のとおりです。

「まちづくり基本条例」を踏まえた構成

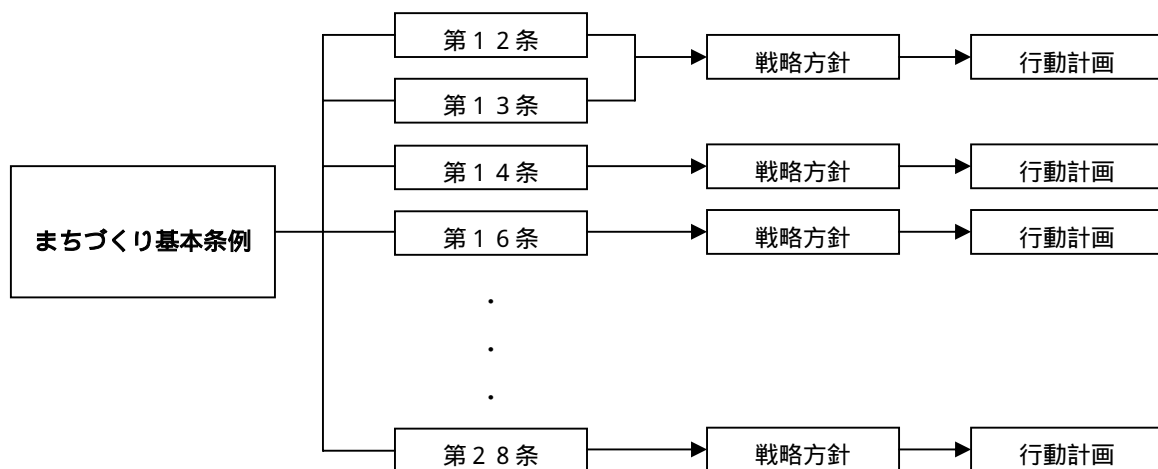
- ・条例の各規定に対して、その規定内容を具体化するために、戦略方針と行動計画を明らかにします。
- ・条例の各規定に対して、市役所(職員)がどんな視点を持って仕事を進めているのかが見える化されます。
- ・条例に基づいた構成とすることで、取組みが継続的なものとなります。

条例は、前文と第1条から第28条までで構成されていますが、第1条から第11条までは、総論的な内容であり、市民及び議会の責務が規定されていること、また、第15条は住民投票に関する規定であることから、まちづくり基本条例戦略プランの構成になじまないと判断し、除外します。

### 【構成のイメージ】

- ・原則、条例の1つ1つの条に対して戦略方針を立て、更に戦略方針に基づく行動計画を立てます。ただし、条同士の関連性が強い場合には、合わせて戦略方針を立てます。

例えば、下図の12条と13条の場合です。また、1つの条に対する戦略方針や行動計画は、複数の場合もあります。



#### 新たな視点による戦略方針

視点 将来を見据えた市政経営の方針策定

(戦略方針) 中長期的な市政経営の方針策定

中長期的な市政経営の方針を策定し、自立した地域社会の実現を目指す

視点 財務体質の強化

(戦略方針) 公共施設の維持管理・配置・規模の適正化

公共施設全体を対象として、配置・規模の指針、類似施設の統廃合等の可能性、建築事業費・維持管理費の抑制方法を検討

(戦略方針) 歳入確保に向けた取組み

新たな財源確保の手段検討

支出の最適化の取組みを行動計画に反映

視点 法令遵守・内部統制体制の強化

(戦略方針) 行政運営における公正の確保と透明性の向上

行政手続ルールの明確化の推進と行政不服審査法の改正への対応

(戦略方針) 政策法務体制の確立

政策法務推進体制の整備と人材の育成

(戦略方針) 法令遵守体制の強化

法令遵守の確立した組織づくり

## (仮) まちづくり基本条例戦略プランの表の見方

豊田市まちづくり基本条例の該当条文が記載されています

(例)

(市長等の責務)

第12条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を経営します。

2 執行機関は、自らの判断と責任において市の事務を誠実に執行するとともに、市政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります

(職員の責務)

第13条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めます。

3 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、共働によるまちづくりの推進に配慮して職務を遂行するものとします

上記条文に対する **戦略方針** とその **概要** が記載されています

戦略方針に基づく **行動計画** と、**担当部局** が記載されています。  
( **全部局対応**とは市役所全体に関連した行動計画をいいます)

### 戦略方針 1 - 1 トップマネジメントを支援する機能の強化

市長が、政策判断を行うにあたり、行政内部及び外部からの経営的視点による議論が可能な体制を強化する

#### 行動計画 1 - 1 - 1 行政経営会議の更なる充実

(総合企画部:企画課 全部局対応)

取組内容	・部門担当者制による、各部局からの情報収集を積極的に行うとともに、各部局への付議手続きの徹底を図り、付議資料及び会議録の確認作業を強化する。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・行政経営会議の適正な運営	同左	同左

## (仮) まちづくり基本条例戦略プランの戦略方針と行動計画(案)

(市長等の責務)

第12条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を経営します。

2 執行機関は、自らの判断と責任において市の事務を誠実に執行するとともに、市政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。

(職員の責務)

第13条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めます。

3 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、共働によるまちづくりの推進に配慮して職務を遂行するものとします。

### 戦略方針 1 - 1 トップマネジメントを支援する機能の強化

市長が、政策判断を行うにあたり、行政内部及び外部からの経営的視点による議論が可能な体制を強化する。

#### 行動計画 1 - 1 - 1 行政経営会議の更なる充実 (総合企画部:企画課 全部局対応)

取組内容	・部門担当者制による、各部局からの情報収集を積極的に行うとともに、各部局への付議手続きの徹底を図り、付議資料及び会議録の確認作業を強化する。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・行政経営会議の適正な運営	同左	同左

#### 行動計画 1 - 1 - 2 市政顧問会議の更なる充実 (経営政策本部)

取組内容	・市政の重要な懸案事項に関して、産業界、労働界の代表者、学識経験者及び市民の意見を反映する機会をさらに充実させる。 ・適切な時機を踏まえた開催		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・年2回以上の会議の開催	同左	同左

### 戦略方針 1 - 2 中長期的な市政経営の方針策定

中長期的な市政経営の方針を策定し、自立した地域社会の実現を目指す。

#### 行動計画 1 - 2 - 1 中期経営方針の策定 (経営政策本部 全部局対応)

取組内容	・後期実践計画の策定を念頭に、財政見通し、職員力・組織力の向上、共働の推進、重点的に取り組む施策の方向性を明らかにする。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・データ収集、骨子作成	・方針の策定	

### 戦略方針 1 - 3 組織マネジメントの強化とプロ人材の育成

職員一人ひとりが組織の使命や目標を理解し、組織全体で目標を達成することにより、職員が育ち、活躍できる組織運営を行う。

時代の求める自治体職員としての資質を備え、組織や市民ニーズに的確に対応し、積極的に成果を挙げることでできる人材の育成と確保を図る。

#### 行動計画 1 - 3 - 1 目標管理制度の活用 (総務部:人事課 全部局対応)

取組内容	・人材育成基本方針に定める7つの項目(継続学習、市民志向、ネットワーキング、セルフコントロール、率先行動、チームワーク、組織感覚)とジョブローテーションに基づく人材育成に寄与する評価項目の再構築を行い、これによる評価を実施する。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・考課項目の設定と検証	・職員組合との協議と職員への周知	・新評価項目での評価実施

#### 行動計画 1 - 3 - 2 女性職員育成計画の策定 (総務部:人事課 全部局対応)

取組内容	・特定事業主行動計画を踏まえ、女性職員育成計画を策定して順次実施し、女性職員の登用を図る。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・女性職員育成計画の策定	・計画に基づく実施	同左

#### 行動計画 1 - 3 - 3 職員の確保と将来のリーダーとなるべき人材の育成 (総務部:人事課)

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業展等を通じて人材の確保を目指すとともに、既卒者を含めた多様な人材の確保を目指す。</li> <li>・各部門からの推薦等による候補者を募り、将来のリーダー育成を行うとともに、新規採用職員の指導者養成を実施することで人材の育成をめざす。</li> <li>・民間企業への派遣等を実施することで、多様な人材の育成を行う。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業展・大学ガイダンス等への参加を通じて、人材の確保を目指す。</li> <li>・リーダー、マンツーマン指導者養成研修の実施と民間企業等への研修派遣を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続実施</li> <li>・民間企業等への研修派遣の拡大</li> </ul>	同左

### 戦略方針 1 - 4 情報の共有化の推進

的確な情報を市役所全体で共有し、情報の有効活用を図る。

#### 行動計画 1 - 4 - 1 施設管理に関する情報管理の一元化・システム化の推進 (都市整備部:建築住宅課 全部局対応)

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報管理を一元化するためのシステムについて研究、導入を進める。</li> <li>・施設台帳、修繕履歴の整備、更新を徹底し、適切に管理するための仕組みを作る。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設台帳、修繕履歴の整備、更新の周知、徹底</li> <li>・共有フォルダを利用した共通管理の仕組みづくり</li> <li>・情報管理の一元化に向けたシステムの研究、開発。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々施設の情報管理を一元化するためのシステムを導入。</li> </ul>	

<b>行動計画 1-4-2 指定道路台帳管理システムの作成と公開</b> <small>(都市整備部:建築相談課)</small>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域全域の指定道路台帳を作成すると共に、管理システムの導入及び情報の公開を行う。窓口支援システムに関しては地図情報部会との調整をする。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定道路図及び調書の作成完了</li> <li>・指定道路図の公開及び管理システムの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地図情報部会の窓口支援システムの検証と情報の共有化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口支援システムの稼働</li> </ul>
<b>行動計画 1-4-3 文化関連施設の所管課の連携による施設運営と文化事業の充実</b> <small>(教育委員会:文化振興課)</small>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度に文化関連施設を所管する文化振興課、文化財課、美術館の3課により「文化関連施設連絡会」を設置。</li> <li>・定期的に連絡会を開催し、豊田市の文化行政事業全般に関して情報交換および協議を行い、施設運営や文化事業の充実を図る。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化関連施設連絡会の開催</li> <li>・協議内容のうち、現実可能なものについて事業へ反映</li> </ul>	同左	同左

(市民の参画の推進)

第14条 執行機関は、この条及び次条に定めるもののほか、市民の多様な参画の機会を整備します。

2 執行機関は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に案を公表して、市民の意見を募り、それらの意見を考慮して意思決定します。

3 執行機関は、附属機関等の委員への市民の参画を推進します。

## 戦略方針 2 政策決定への市民参画の推進

市民との共働によるまちづくりを進めるために、政策決定に際して市民参画の機会を積極的に整備する。

行動計画 2 - 1 パブリックコメント制度の向上 (総合企画部: 広報課 全部局対応)			
取組内容	・これまでパブリックコメントを実施した所管への聞き取りや中核市の状況調査などに基づき、市民参加、参画、共働、E モニター等との連携という視点も考慮しパブリックコメント制度の検証、改善を行う。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・制度内容の庁内合意の形成とそれに基づく実施	同左	同左
行動計画 2 - 2 「第9次豊田市交通安全計画」策定への市民参画 (社会部: 交通安全課)			
取組内容	・23年度から実施予定の次期豊田市交通安全計画について、市民参画の手法(パブリックコメント、会議等)を検討し、国及び県の計画との整合を図りながら、市民の意見を聴いた交通安全計画を策定する。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・市民参画の手法の検討 ・国の計画の情報収集	・県の計画の情報収集 ・第9次豊田市交通安全計画の策定	
行動計画 2 - 3 市民活動促進委員会の運営 (社会部: 共働推進課)			
取組内容	・促進計画に基づく各施策の具体段階での意見聴取を行う。 ・施策実施後の評価を実施する。 ・促進計画に基づく進捗管理を実施する。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・促進計画に基づく進捗管理及び提言 ・助成制度等の改善検討 他	・促進計画に基づく進捗管理及び提言	・市民活動促進計画の評価、総括
行動計画 2 - 4 一般廃棄物処理基本計画の改定 (環境部: ごみ減量推進課)			
取組内容	・水分ひとしぼり運動の展開により燃やすごみの減量を推進する。 ・事業者を対象にしたごみ減量マニュアルを作成する。 ・緑のリサイクルセンター、リサイクルの家及びリサイクルステーションを増設する。 ・小型家電の抜き取りによりレアメタルを含めた新たなリサイクルシステムを検討する		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・緑のリサイクルセンターの整備、供用開始 ・リサイクルの家及びリサイクルステーションの増設 ・小型家電のリサイクル	・リサイクルの家及びリサイクルステーションの増設 ・不燃ごみリサイクルの検討 ・多量排出事業者に対する減量の義務化	・素案のパブリックコメントの実施 ・一般廃棄物処理基本計画の改定(平成25年度~平成29年度)

<b>行動計画 2 - 5 高齢者安心おしかけ講座と第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた意見交換会等の実施</b> <span style="float: right;">(福祉保健部:高齢福祉課)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者安心おしかけ講座を継続的に開催する。</li> <li>・第5期計画の策定に向けた意見交換会、高齢者等実態調査、ケアマネジャーヒアリング、パブリックコメントの実施、共働実施団体を始めとした市民活動団体等との意見交換、保健福祉審議会高齢者専門分科会への諮問・答申を行う。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おしかけ講座の実施</li> <li>・第5期計画の策定に向けて、高齢者等実態調査、ケアマネジャーヒアリング、市民活動団体等との意見交換を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おしかけ講座の実施</li> <li>・第5期計画の策定に向けて、意見交換会、パブリックコメント、市民活動団体等との意見交換を実施、保健福祉審議会高齢者専門分科会への諮問・答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の実施及び市民周知</li> </ul>

(共働の推進)

第16条 市は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、共働によるまちづくりを推進するために必要な施策を講じます。

### 戦略方針 3 - 1 行政施策の実施への市民参加の推進

市と市民が共働して取り組むことが効果的な事業を選択して、市民の積極的な参加を推進する。

#### 行動計画 3 - 1 - 1 市民と行政の協力・連携の促進 (社会部:共働推進課 全部局対応)

取組内容	・市民活動団体と行政(担当課)との意見交換を実施し、双方の相互理解を促す。必要に応じ双方が協力・連携できる関係を構築する。 ・市民活動団体との関係づくりに係る進捗管理を行う。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・意見交換会の開催 ・共働事業提案制度の実施 ・共働推進ロードマップに基づく進捗管理	同左	同左

#### 行動計画 3 - 1 - 2 環境配慮行動の実践と拡大のための市民組織の設立、運営支援

(経営政策本部:環境モデル都市推進課)

取組内容	・民産学官の共働で、交通、民生部門の暮らしのCO2削減に向けた環境配慮行動の実践と拡大を図るための組織を設立し、具体的な行動の実践、効果検証を行っていく。 ・交通分野の取組みとして「エコドライブ」の実践拡大と効果検証をモデル的に展開する。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・エコドライブの実践(活動期間未定) ・(仮)低炭素化基金の創設	・省エネ家電等買換(照明器具)運動(必要に応じて前倒し。活動期間未定) 2012(平成24年)で白熱電球生産中止に先駆けて展開	・建築物の低炭素化、エコハウス化の仕組みづくりと実践(必要に応じて前倒し。活動期間未定)

#### 行動計画 3 - 1 - 3 DV被害者支援のための市民グループの育成、支援についての検討

(社会部:生涯学習課)

取組内容	・DVサポーター養成講座を実施し、支援者を養成する。 ・支援者の活動の場を提供する。 ・支援者のグループ化を検討する。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・支援者養成講座の開催 ・支援者の活動の場の提供	・支援者のグループ化の検討	・支援団体への支援策の検討

#### 行動計画 3 - 1 - 4 生涯学習事業への市民参加の促進のしくみについての検討

(社会部:生涯学習課)

取組内容	・生涯学習事業への市民参加の促進を図るため、『生涯学習の成果が地域で循環するしくみ』を議題として、生涯学習審議会で検討する。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・生涯学習審議会での審議(3回)		

行動計画 3-1-5 低炭素社会に向けエコファミリーの輪の拡大 (環境部:環境政策課)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活の様々な場面における二酸化炭素排出量や、求められる削減量などを具体的に市民に知ってもらうことで、自らが取り組むべきライフスタイルの転換をイメージできるようにする。</li> <li>・知識の普及に加え、行動促進に向けたインセンティブを用意するなどして、家族そろって環境改善行動に取り組む世帯の増加をめざす。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業フェスタ等のイベントやeco-T等での出前講座での募集 など</li> <li>・エコポイントとの連携によるPR実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコファミリーを活用した募集実施</li> <li>・様々な機会を通じた募集実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコファミリー限定イベント等の実施</li> <li>・様々な機会を通じた募集実施</li> </ul>
行動計画 3-1-6 環境学習施設eco-T(エコット)の市民運営の推進 (環境部:環境政策課)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は市外のNPO法人の支援を受けながら運営しているため、豊田市民により組織されたNPO法人による運営を開始する。</li> <li>・市内の学校や地域で活動できる人材の育成と活動支援を充実させる。</li> <li>・エコットの運営への市民の関わり方を見直す。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊田市民により組織されたNPO法人による運営の開始</li> <li>・人材育成、学校や地域での環境学習プログラムの充実</li> </ul>	人材育成、学校や地域での環境学習プログラムの充実	同左
行動計画 3-1-7 自然観察の森を市民と共に運営 (環境部:環境政策課)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察の森の運営の方向性を協議するため、新たに運営会議を開始し、そのメンバーとして、施設で活動する市民が参画するなど運営に市民意見を反映させる仕組みを構築する。</li> <li>・自然観察の森で活動するボランティアを養成する講座を開催する。</li> <li>・施設における市民活動を専門知識技能を有する指定管理者が支援する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新ネイチャーセンターオープンを市民参画で推進</li> <li>・市民ボランティア養成講座の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示プログラム更新での市民参画を促進</li> <li>・市民ボランティア養成講座の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物標本の製作や整理での市民活動を促進</li> <li>・市民ボランティア養成講座の開催</li> </ul>
行動計画 3-1-8 市民にわかりやすい河川の水環境指標調査の推進 (環境部:環境保全課)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水環境指標調査の対象河川(地区)を拡大するとともに、調査を地域に根付かせるための方策・ツールを検討・実施する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル4河川および藤岡地区での水環境指標調査(継続)</li> <li>・水環境指標調査マニュアルの運用・新規調査河川の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査河川(地区)の追加</li> <li>・指導者養成の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査河川(地区)の追加・指導者の養成(環境リーダー養成講座の開講)</li> <li>25年度以降も継続</li> </ul>

<b>行動計画 3-1-9 薬剤師会等との共働による服薬支援(DOTS)の推進</b> <span style="float: right;">(福祉保健部:感染症予防課)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結核患者への適切な服薬支援をするために、薬剤師会会員への啓発教育及び服薬支援実施に向けた調整を行う。</li> <li>・高齢者福祉施設等の職員への啓発教育を実施する。(看護師、ケアマネージャー、介護福祉士等)</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤師会会員への啓発教育及び服薬支援実施に向けた調整</li> <li>・高齢者福祉施設等の職員への啓発教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬局服薬支援の実施</li> </ul>	同左
<b>行動計画 3-1-10 高齢者を地域で支えるための市民活動団体等との共働事業</b> <span style="float: right;">(福祉保健部:高齢福祉課)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に関する新たな共働事業を実施するための市民活動団体等との協議、調整を行う。</li> <li>・高齢者に関する講演会、意見交換会等を共働事業で実施する。</li> <li>・市民活動団体等と共働で豊田市の高齢者の実態把握のための調査・検討を実施する。</li> <li>・共働事業の成果を第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に反映させる。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共働事業実施団体との協議</li> <li>・共働事業の実施(高齢者電話相談、高齢者実態把握調査、講演会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共働事業実施団体との協議</li> <li>・共働事業の実施</li> <li>・共働事業の成果の把握と第5期計画への反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共働事業実施団体との協議</li> <li>・共働事業の実施</li> </ul>
<b>行動計画 3-1-11 新・福祉センター「交流コーナー」の市民参加による運営</b> <span style="float: right;">(福祉保健部:総務課)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新福祉センターの管理・運営は指定管理者(市社会福祉協議会)によるものとする</li> <li>・新福祉センター3階を福祉・ボランティア団体の活動スペースとし、会議室等を整備する。</li> <li>・3階に設置する「交流コーナー」の管理・運営については市民活動団体に委ねる。</li> <li>・「交流コーナー」の管理・運営に当たっては、指定管理者により指導・支援を行う。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営方法等についての協議・調整(市、市社会福祉協議会、市民活動団体)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体による交流コーナーの管理・運営及び活動団体の交流の機会の創出</li> <li>・市社会福祉協議会は運営について支援・指導を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24年度以降も継続し、市民活動団体による自立した運営を目指す。</li> </ul>

<b>行動計画 3-1-12 動物愛護ボランティア団体や開業獣医師との共働による動物愛護事業の推進</b> <span style="float: right;">(福祉保健部:保健衛生課)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市と「動物愛護ボランティア団体」や「豊田市開業獣医師会」との共働による動物愛護事業を実施する。</li> <li>・動物愛護教室、動物介在活動、譲渡事業等について、上記2団体との共働または自主事業へ移行させる。</li> <li>・(仮)動物愛護センターでの動物愛護活動の受け皿となる共働母体へ向けて、上記2団体を育成する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共働事業検討部会の開催、取組(共働活動の試行)</li> <li>・市事業に関して、上記2団体の自主活動への移行及び組織の充実支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共働事業検討部会の開催、取組(共働活動の拡大)</li> <li>・上記2団体の自主活動への支援及び組織の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共働事業検討部会の開催、取組(共働活動の定着)</li> <li>・上記2団体と行政の一体となった動物愛護活動の体系化</li> </ul>
<b>行動計画 3-1-13 商業振興施策推進に係る事業評価制度の確立</b> <span style="float: right;">(産業部:商業観光課)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度に商業振興条例が制定され各施策を推進してきたが、5年を経過したことから、今まで行ってきた商業施策の効果を検証し再度見直しを図る。</li> <li>・商業振興委員会は、適正な判断を行うために専門家を中心とした構成とし、事業の評価と制度の見直しとともに、その成果を公表することを位置付ける。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の商業環境調査を実施</li> <li>・現商業施策の見直し、実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会による各事業評価及び効果測定</li> </ul>	同左
<b>行動計画 3-1-14 農地や農業用施設を活かした観光まちづくりに向けたワークショップの実施</b> <span style="float: right;">(産業部:農地整備課)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度末に設置した「まちづくり懇談会」を用水路班と棚田班に分け、ワークショップにより、観光交流施設となる整備内容と活用方法等を検討する。</li> <li>・事業化に向け県及び他部局との調整を図る。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大井平公園を含めた用水路の活用方法の検討と県営事業に向けた調整</li> <li>・棚田の保全に向けた活用方法の検討と整備手法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大井平公園を含めた用水路の事業着手による整備内容の検討と管理組織の設立</li> <li>・棚田の整備構想の検討と管理組織の設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・棚田の事業着手による整備内容の検討</li> </ul>
<b>行動計画 3-1-15 地域住民による都市公園の維持管理</b> <span style="float: right;">(建設部:公園課)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園維持管理業務のうち、地域住民が行うことが可能な業務を地域住民の組織に委託する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の公園維持管理組織の立ち上げ</li> <li>・地域住民による公園維持管理の実施(1公園)</li> </ul>	同左	同左

<b>行動計画 3-1-16 景観重点地区(中心市街地地区)を指定し、市民・事業者等との共働による景観まちづくりの推進</b> <span style="float: right;">(都市整備部:都市計画課)</span>			
取組内容	・中心市街地地区で実施される他の事業との進捗とあわせて、商業者団体等も含めた地区住民との共働により、景観整備方針及び景観ルール等を策定する。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・景観整備方針及び景観ルール(行政案)作成、地元まちづくり組織等との協議の場の設定、(仮)助成制度の検討など	・地元まちづくり組織等の合意形成、景観整備方針及び景観ルール(最終案)の策定、(仮)補助要綱の策定など	・(仮)中心市街地景観条例及び中心市街地景観ガイドライン策定、屋外広告物条例改正、補助金給付要綱策定など
<b>行動計画 3-1-17 大学・高等教育機関及び若者による共働まちづくり促進</b> <span style="float: right;">(子ども部:次世代育成課)</span>			
取組内容	・近隣の大学、高等教育機関の持つノウハウや専門分野の知識をはじめ、大学生等が子ども・子育て等の分野にかかわりながら、まちづくりの担い手として活躍できる仕組みづくりを行う。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・近隣大学の強みや専門分野の現状把握と子ども現場への展開ニーズの把握。学生のまちづくりへの参加状況の把握。	・連携事業実施に向けた実行計画の作成・協議等参画の仕組みづくり(子どもの居場所づくり、青少年センター再整備基本計画策定への大学生の参画など)	・連携事業モデル実施
<b>行動計画 3-1-18 市民との共働による子どもの読書活動の推進</b> <span style="float: right;">(教育委員会:図書館)</span>			
取組内容	・地域との連携、市民ボランティアとの共働による子ども読書活動推進計画事業を積極的に推進する。 ・関係各課との連携による子ども読書活動推進計画事業を推進し調整する。 ・子ども読書活動推進計画事業の効果・課題を検証し、次期計画を策定する。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・子ども読書活動推進計画事業の推進 ・子ども読書活動推進計画事業の効果・課題の検証と見直し	・子ども読書活動推進計画事業の推進 ・子ども読書活動推進計画(次期:平成24年度~平成28年度)の検討・策定	・新子ども読書活動推進計画事業の推進
<b>行動計画 3-1-19 地域ぐるみでの「安心・安全の通学路づくり」の推進</b> <span style="float: right;">(教育委員会:学校教育課)</span>			
取組内容	・学校が地域の実情を把握して、地区と相談して「通学路整備要望」を市へ提出し、それに基づいて必要などころから対応を進める。 ・登下校の安全確保に協力していただくボランティア(スクールガード)の登録を進める。 ・豊田警察署と協力し、「子ども110番の家」への登録を拡大する。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・「安心のみどり線」設置工事の継続(モデル校1校、要望のある学校8校)	・「安心のみどり線」設置工事の拡充	同左

## 戦略方針 3 - 2 市民活動への支援

市民が主体的に行う公益的な活動を支援し、市民活動の促進を図る。

行動計画 3 - 2 - 1 市民活動促進のための取組み (社会部: 共働推進課)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ作り講座等広報スキル向上の支援および「市民活動団体紹介ガイドブック」を作成する。</li> <li>・市民活動団体および中間支援団体相互の連携・交流の場を提供する。</li> <li>・助成情報の一元化実施および助成制度の現状把握・改善検討を行う。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報スキル向上支援実施</li> <li>・ガイドブック作成検討</li> <li>・市民活動団体および中間支援団体の交流機会の創出</li> <li>・各種助成情報の一元化実施</li> <li>・助成制度調査・検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報スキル向上支援実施</li> <li>・ガイドブック作成実施</li> <li>・市民活動団体および中間支援団体の交流機会の創出</li> <li>・各種助成情報の一元化実施</li> <li>・助成制度改善実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報スキル向上支援実施</li> <li>・ガイドブック作成実施</li> <li>・市民活動団体および中間支援団体の交流機会の創出</li> <li>・各種助成情報の一元化実施</li> </ul>
行動計画 3 - 2 - 2 不法投棄パトロール隊の拡大と支援の推進 (環境部: 清掃業務課)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家電リサイクル法の施行や、パソコンのリサイクル義務化によって不法投棄が懸念される中で、市民と共働して不法投棄発生防止、地域の環境保全を図ることを目的とし、市に登録された美化活動ボランティア団体に活動資材等を提供することにより、活動を活発化させ、「不法投棄をされない、きれいなまちづくり」を目指す。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	目標登録団体数 180 団体	目標登録団体数 200 団体	同左
行動計画 3 - 2 - 3 森林整備に関する市民活動への支援 (産業部: 森林課)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林ボランティア団体の支援を実施するとともに、とよた森林学校のOB会の設立や、自然観察や森林活動の体験等への市民参加を拡大し、森林整備の必要性に関する市民理解の浸透を目指す。また、市が推進している間伐施業地の団地化による事業実施箇所を紹介し、「間伐事業の見える化」を実施する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林ボランティア団体への支援、とよた森林講座の開催</li> <li>・「間伐事業地の見える化」の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林ボランティア団体への支援、とよた森林講座の開催とOB会の設立</li> <li>・「間伐事業地の見える化」の実施</li> </ul>	同左
行動計画 3 - 2 - 4 旭土地改良区の自立による農業用施設の管理体制の充実 (産業部: 農地整備課)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷島自治区をモデル地区にし、地域住民と「農業による魅力ある地域づくり」を目指したワークショップにより、農地や農業用施設の管理及び更新について検討する。</li> <li>・旭土地改良区役員への説明会を実施し、土地改良区による農地や農業用施設の維持管理と更新事業に向けた取組みを誘導する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷島自治区の魅力ある地域づくり構想の作成と、土地改良区による更新事業に向けた取組みの誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷島自治区以外の旭土地改良区役員の意識改革と体制整備</li> </ul>	

<b>行動計画 3 - 2 - 5 (仮称)市民主体型子ども・子育て活動の推進</b> <span style="float: right;">(子ども部:次世代育成課)</span>			
取組内容	・子どもや子育て家庭に対する支援に携わりたいと考える地域住民の熱意を実践活動につなげるために、活動に対する意欲の醸成、子どもや子育て家庭についての理解の促進、ニーズの把握と活動の企画、立ち上げ支援等を行いながら、市民が事業活動の主体となった「(仮称)市民主体型子ども・子育て活動」を推進する。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・子ども関連事業検証(市民主体へのシフトの検討) ・子ども・子育て分野の市民活動状況と活動ニーズの把握	・活動者へのアプローチ(意欲醸成)、事業計画作成	・活動組織化支援、市民主体型事業展開

(都市内分権の推進)

第17条 市は、市民による自治を拡充し、共働によるまちづくりを推進するため、地域の住民の意思を市政に反映するとともに、地域のことは地域の住民が自ら考え実行するための施策を講じます。

(地域自治区の設置)

第18条 市は、都市内分権を推進するため、別に条例で定めるところにより、市長の権限に属する事務の一部を担い地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する地域自治区を設置します。

## 戦略方針 4 - 1 都市内分権の推進

地域のことは地域の住民が主体的に考えて解決していく仕組みを強化し、都市内分権の推進を図る。

### 行動計画 4 - 1 - 1 わくわく事業による都市内分権の推進 (社会部:自治振興課)

取組内容	・わくわく事業団体交流会(あったかフェスタと併催)の実施、わくわく事業事例集の作成、実績発表会の開催、地域会議だよりでの紹介、共働事業提案制度を活用したPRなどにより、わくわく事業の周知を図り、活動の拡大に取り組んでいく。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・わくわく事業実施、成果の発表、団体交流事業の実施	・わくわく事業実施、成果の発表、団体交流事業の実施 わくわく事業の検証	・わくわく事業実施、成果の発表、団体交流事業の実施

### 行動計画 4 - 1 - 2 地域予算提案事業の適正運用と定着 (社会部:共働推進課)

取組内容	・制度の適正運用に向けた研修を実施する。(職員・地域会議委員対象) ・合意形成ルールの明確化と適正な運用管理を行う。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・合意形成ルールの明確化 ・職員及び地域会議委員への研修実施 ・制度運用に係る適正管理	・職員及び地域会議委員への研修実施 ・制度運用に係る適正管理	・職員及び地域会議委員への研修実施 ・制度運用に係る適正管理 ・事業評価、見直し

## 戦略方針 4 - 2 地域会議の充実

地域づくりの推進のために、地域住民の参加のもとに積極的に市へ意見や提案を行う。

### 行動計画 4 - 2 - 1 地域会議の充実 (社会部:自治振興課)

取組内容	・地域会議だよりや市ホームページによる情報発信の充実、交流館祭など各種イベントでのPR、地域諸団体の会合での活動報告等を積極的に行い、地域会議のPRに努める。 ・地域諸団体との意見交換会や地域版実績報告会等の実施により、諸団体との連携強化に努め、地域との合意形成に取り組んでいく。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・地域意見交換会の実施 ・地域会議実績報告会の実施 ・地域課題解決策の提言 ・市との共働による事業の推進	同左	同左

(情報の取扱い)

第19条 市は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めます。

2 市は、市民の知る権利を尊重し、公正で透明な市政を実現するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を開示し、市民との情報の共有を図ります。

3 市は、市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報を適正に取り扱います。

## 戦略方針 5 - 1 情報公開の推進

市政の透明性を確保するために、市民に分かりやすい情報公開制度を定着させる。

### 行動計画 5 - 1 - 1 情報公開の推進

(総務部:庶務課 全部局対応)

取組内容	・決定手続の複線化の実施(審査に時間の掛かるものとそれ以外のものを分ける) ・開示した文書(全部開示した文書及び同様の内容の文書)の取扱いのルール化 ・情報公開制度の周知(公開・非公開の審査能力の向上)		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・全部開示した文書のルール化及び体制作り	・前記ルール化の実施結果を踏まえ、分別後の体制作り	・市(各所管課)側から情報発信するための環境整備(ホームページ、窓口閲覧等)

## 戦略方針 5 - 2 広報広聴活動の推進

市民が必要とする情報や市が市民に伝えたい情報を積極的に提供する。

### 行動計画 5 - 2 - 1 地域会議、わくわく事業の情報の周知

(社会部:自治振興課)

取組内容	・交流館祭をはじめとする各種地域イベントでの地域会議PRや、わくわく事業の報道機関への情報提供を積極的に行い、地域会議及びわくわく事業の認知度向上に努める。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・地域会議だよりの発行 ・わくわく事業実施事業の報道機関への情報提供 ・ホームページでの情報提供	同左	同左

### 行動計画 5 - 2 - 2 (仮)環境の保全を推進する協定協議会活動の情報発信

(環境部:環境保全課)

取組内容	「環境の保全を推進する協定」の締結事業者で組織する協議会を設置し、環境に関する情報を協定事業者間で共有するとともに、市内の中小企業や市民へ環境情報をホームページ等を活用して発信する。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・ホームページを活用し、協議会活動の情報発信を行う。	運用・拡充 24年度以降も継続	中小企業向けの情報提供に着手 25年度以降も継続

<b>行動計画 5 - 2 - 3 市民が正しく医療を受診するための情報提供</b> <span style="float: right;">(福祉保健部:総務課)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正受診に関する講座・資料配布の継続的に実施する。</li> <li>・新たな講座実施場所及び配布先を開拓する。</li> <li>・啓発事業の効果確認を実施する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療の適正受診に関する講座</li> <li>・資料配布の実施</li> <li>・効果の把握</li> </ul>	同左	同左
<b>行動計画 5 - 2 - 4 ホームページを活用した都市計画情報の提供</b> <span style="float: right;">(都市整備部:都市計画課)</span>			
取組内容	<p>・都市計画法17条縦覧および都市計画決定時に、ホームページを活用した計画書と計画図等の閲覧が可能となるようホームページへの掲載を試行し、情報開示における事務時間や経費削減に関する課題を見つけ出し、改善策を講じて3年以内にホームページを活用した情報開示手法を定着させ、情報開示における先進都市を目指す。</p>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法17条縦覧および都市計画決定時に、計画書および計画図等の掲載を試行し事務量を把握するとともに、ホームページの検索者数などを調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の実績を基に、開示手法を改善するとともにホームページの検索者数などから開示時期と内容が適切であるかを検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過年度の結果を基にホームページによる都市計画情報の開示手法(開示内容・サービスレベルなど含む)を確立</li> </ul>

(行政評価)

第20条 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効果的かつ効率的な市政経営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表します。

## 戦略方針 6 行政評価制度の確立

P(計画)・D(実施)・C(評価)・A(改善)のマネジメントサイクルを確実に実施し、その結果を市民に公表する仕組みを確立する。

### 行動計画 6-1 総合計画を効果的に推進するための行政評価の仕組みの構築

(総合企画部:企画課 全部局対応)

取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・施策評価の仕組みを確立し適正に運用する。</li><li>・所管部で的確に施策評価をするための支援体制を構築する。</li><li>・施策評価結果を適切に市民に公表する。</li><li>・施策評価、予算編成、組織管理との連動できる仕組みを構築する。</li><li>・定期的に全庁体制で事業・事務の改善を実施する。</li></ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"><li>・施策評価の仕組みの定着(支援体制の構築含む)</li><li>・施策評価結果の市民公表</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・施策評価の仕組みの定着</li><li>・施策評価結果の市民公表</li></ul>	同左 <ul style="list-style-type: none"><li>・全庁体制で事業・事務の改善の実施</li></ul>

### 行動計画 6-2 基幹バス・地域バスの評価、改善による利用者の満足度向上

(都市整備部:交通政策課)

取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・路線ごとの利用者数、運行経費、運賃収入等を集計し定量指標と照らして評価する。</li><li>・アンケート等を実施し、路線としての必要性を評価する。</li><li>・中間評価、本評価を経ながら路線見直し、改編等を実施する。</li><li>・評価結果を公表するとともに、地域・事業者と共同による利用促進を展開する。</li><li>・運行事業者の接遇意識向上に向けた仕組みを構築する。</li></ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"><li>・本評価の実施(評価データ取得、評価会議の開催、見直し案・改編案の作成)</li><li>・評価結果の公表及び地域説明</li><li>・運行協定の見直し</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・運行改善実施</li><li>・中間評価の実施</li><li>・評価結果の公表及び地域説明</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・軽微な運行改善実施</li><li>・中間評価を基にした共同による利用促進</li><li>・本評価に向けたアンケート実施</li></ul>

### 行動計画 6-3 教育委員会の点検・評価

(教育委員会:教育行政課)

取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育行政計画に基づいた、施策・事業についての点検・評価</li><li>・教育委員会活動についての点検・評価</li></ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"><li>・施策・事業、教育委員会活動の点検・評価(内部評価・外部評価)</li><li>・改善策の検討、報告書作成 議会への報告 市民への公表</li></ul>	同左	同左

(財政運営)

第21条 市長は、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。

2 市長は、別に条例で定めるところにより、財政に関する状況を分かりやすく公表します。

### 戦略方針 7 - 1 財政の健全性及び透明性の維持

財務指標において数値目標を掲げ、達成を目指すとともに、財政運営について、積極的に情報を開示する。

#### 行動計画 7 - 1 - 1 健全財政維持と透明性の高い財政運営 (総務部:財政課)

取組内容	・財務指標の目標を設定する。 ・目標を達成した予算編成を実施する。 ・市民に分かりやすい形での財政状況を公表する。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・健全性を確保した予算編成の実施 ・市民に分かりやすい形での財政状況の公表	同左	同左

### 戦略方針 7 - 2 歳入確保に向けた取組み

新たな財源確保をめざし、積極的な財産活用等を行う。

#### 行動計画 7 - 2 - 1 広告の掲載による歳入確保 (総務部:財政課 全部局対応)

取組内容	・市の資産を有効活用するため、広告の掲載による歳入確保を行う。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・モデル事業の実施、検証	・全庁展開	同左

#### 行動計画 7 - 2 - 2 くらしの便利帳の発行方法(広告導入)の検討 (総合企画部:広報課)

取組内容	・広告導入に向けて、実施方針を作成する。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・中核市等の状況調査 ・広告代理店の意向調査 ・E モニター制度を活用した市民の意向の調査 ・ポスティング業者の調査	・実施	同左

行動計画 7-2-3 新たな財源確保をめざした積極的な財産活用等の実施 (総務部:管財課)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設用地、代替地等として活用を図るため、未利用地情報の共有化を図る。</li> <li>・公共用地として活用が見込まれない土地は、売却等による処分を進める。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通財産の情報を情報データベースに掲載し、情報の共有化を図り、公共施設用地あるいは代替地として活用</li> <li>・売却可能な財産は、公募、入札等により処分を推進</li> </ul>	同左	同左
行動計画 7-2-4 市税収納率の回復、向上 (市民部:納税課)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊田州市市税滞納削減行動計画( )に掲げた各種の取組項目を着実に推進する。</li> <li>「豊田州市市税滞納削減行動計画」:平成21年10月、税関係部課により策定した計画。</li> <li>計画期間は平成22年度末まで。以後、見直しを加え改訂していく予定。</li> <li>口座振替の推進などの「滞納を発生させないための取組」、県税事務所との連携強化、戸別訪問の強化などの「滞納を削減させるための取組」、税に関するコールセンターの設置検討などの「効率的、効果的な徴税体制の構築」などを掲げている。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振替制度の積極的な推進</li> <li>・税関係課職員による電話催告、戸別訪問の実施・強化</li> <li>・県税事務所との連携強化策として「(仮)地方税滞納整理機構」設置に関する検討</li> <li>・休日窓口及び納税コールセンターの設置に関する検討</li> <li>・納税推進員の効率的な活用策の検討</li> <li>・「市税滞納削減行動計画」の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改訂後の「市税滞納削減行動計画」に基づく取組推進</li> <li>・「(仮)地方税滞納整理機構」との連携による困難案件の処理推進</li> <li>・休日窓口及び納税コールセンターの設置、又は設置に関する詳細検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市税滞納削減行動計画」に基づく取組推進</li> </ul>

### 戦略方針 7-3 事務経費の適正化

全ての職員が常にコスト意識を持ち業務に取り組む姿勢を持つ。

行動計画 7-3-1 経費削減行動(ゼロゼロ 大作戦)の徹底 (経営政策本部 全部局対応)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、時間外勤務を対象に全庁的な経費削減行動を徹底し、コスト削減と職員の意識改革を図る。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施リストの取組み</li> <li>・四半期ごとの成果報告</li> </ul>	同左	同左

行動計画 7-3-2 郵送料の節減 (総務部:庶務課 全部局対応)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量発送報告お知らせメールを送信する。</li> <li>・見てすぐにわかるハンドブックを作成及び事務説明会を開催する。</li> <li>・庶務課及び荷受室の改善をする。</li> <li>・封筒サイズの統一化及び窓口ワイド打出しの宛名及び宛名シールに「バーコード」を印刷出来るようにする。</li> <li>・郵送料の概算を示す。</li> <li>・複数の発送担当者による確認作業の義務付け、手順書作成の義務付けを行う。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便業務事務説明会開催</li> <li>・職員の意識改革に向けての具体的な手法の実践</li> <li>・「バーコード」印刷に向けた情報システムとの調整・検討(平成21年度業務申請済み)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の取組みを検証し、必要に応じて見直し</li> </ul>	同左
行動計画 7-3-3 公用車管理の適正化 (総務部:庶務課 全部局対応)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車保有台数の適正化を図る。</li> <li>・公用車保有基準の見直しを図る。</li> <li>・共用車の予約方法の見直しを図る。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防本部等関係各課と保有台数の適正化基準について、調整検討を行い、全庁的に統一</li> <li>・車両を管理する関係各課と更新基準を見直し</li> <li>・予約画面の改良と未使用者に対する注意メール送信システムの開発・変更</li> <li>・バス予約状況の公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車保有に関する新基準の運用開始</li> <li>・システム的大幅な変更を伴う場合、業務申請及び変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新基準の効果の検証</li> <li>・成果の検討(稼働率の確認及び保有台数の適正化の検討)</li> </ul>
行動計画 7-3-4 旅費の適正執行 (総務部:庶務課 全部局対応)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支出の最適化により平成22年度から共用旅費を廃止する。</li> <li>・旅費申請システムを平成22年度より稼働する。</li> <li>・国及び他市の状況を検証する。</li> <li>・旅費の制度を検証し、宿泊料などの定額単価の見直しをする。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費申請システムの稼働・運用</li> <li>・旅費制度の検証・見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正制度の施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正制度の効果の検証</li> </ul>

<b>行動計画 7-3-5 公共工事コスト構造改善プランに基づく取組み</b> <span style="float: right;">(総務部:技術管理課 全部局対応)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各所属にコスト縮減リーダーを配置する。</li> <li>・公共工事コスト縮減対策推進部会を開催する。</li> <li>・建設技術職員研修を実施する。</li> <li>・新技術、新工法等の積極的な情報提供と共有化を図る。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事コスト縮減対策推進部会の設置及び各所属にコスト縮減リーダーを配置</li> <li>・平成21年度から5年間で15%の総合コスト改善率を達成する</li> </ul>	同左	同左
<b>行動計画 7-3-6 渡刈クリーンセンターの包括的長期継続契約</b> <span style="float: right;">(環境部:清掃施設課)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事業範囲を確定する。</li> <li>・発注仕様書(要求水準書)、リスク分担、及び契約条項を作成する。</li> <li>・モニタリング制度を構築する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記取組内容の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算措置(債務負担行為)の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的長期継続契約の開始</li> </ul>
<b>行動計画 7-3-7 高度精密検査の集約化</b> <span style="float: right;">(福祉保健部:保健衛生課)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度精密機器による残留抗菌性物質等の検査を食肉衛生検査所独自で行っているが、衛生試験所でも同様な検査を行っており、機器の維持管理等にかかる費用が重複して必要となっているため、平成23年度内に体制を見直し、高度精密機器による食肉衛生検査所の残留抗菌性物質等の検査を衛生試験所に集約する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食肉衛生検査所の職員が、衛生試験所と同等の検査機器管理、検査に係る知識を習得</li> </ul>	同左	機器の集約化
<b>行動計画 7-3-8 伐採樹木の有効利用</b> <span style="float: right;">(建設部:公園課)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採した高木の幹を裁断し、西山公園の一画にストックして、希望者に配布する。(枝葉については、豊田市緑のリサイクル施設で処理)</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストックヤードの整備。周知方法の確立</li> <li>・一時運用と利用者アンケート調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査を精査し、本格運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本格運用</li> </ul>
<b>行動計画 7-3-9 簡易水道事業部分統合にかかる農薬類の自己検査対応による経費の低減</b> <span style="float: right;">(上下水道局:上水運用センター)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道事業は、平成22年度にGC/MS/MS(高感度がスクラムが質量分析計)の更新、HPLC(高速液体クロマトグラフィー)の新規整備により既存のLC/MS/MSと併せて農薬類の自己検査体制を確立する。自己検査体制の確立後の平成23年度は、簡易水道統合区域の上水道事業部分(足助・下山地区の一部)の統合により新たに負担となる水質検査業務のうち検査単価が高額な農薬類の検査を上水運用センターが実施する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分析機器更新・整備による検査体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部分統合事業区域の農薬類検査の実施</li> </ul>	同左

## 戦略方針 7 - 4 出資法人等の経営の健全化と統廃合の推進

市が出資する協会・公社等において、組織や業務の統廃合によるスリム化を行い、自立化を促進する。

### 行動計画 7 - 4 - 1 自立した協会公社等の体制づくり (総務部:人事課 全部局対応)

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員、OB職員の派遣引き上げ</li> <li>・運営費補助金等財政支援のあり方の見直し</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣職員等の引き上げ計画の策定実施</li> <li>・運営費補助金等の見直し方針の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣職員等の引き上げ計画の実施</li> <li>・運営費補助金等の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施の検証</li> </ul>

### 行動計画 7 - 4 - 2 出資法人等の経営の健全化と統廃合の推進 (社会部:自治振興課、関係支所)

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討会議を開催する。 経営統合(ホールディング会社設立)を視野に入れた経営健全化策 派遣職員引き上げの計画策定</li> <li>・検討結果に基づく経営健全化策を実行する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支所職員・法人職員による検討会議の開催</li> <li>・検討結果に基づく経営健全化策の実行</li> </ul>	同左	同左

(市民の要望の取扱い)

第22条 執行機関は、市民の市政に関する要望等に迅速かつ誠実に応答するよう努めます。

## 戦略方針 8 市民要望への対応

市民意見・要望に対して、迅速にかつ誠実に対応して、市民からの信頼を高める。

### 行動計画 8 - 1 市民要望への迅速かつ誠実な対応の確保 (社会部:交通安全課)

取組内容	・市民要望から発注、完成までの期間をできるだけ短くするため、工事発注の契約方法を見直す。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・契約発注の変更	同左	同左

(総合的な市政経営)

第23条 市は、長期的な展望に立った総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政経営を行います。

2 執行機関は、市民の意向の把握に努めるとともに、互いに連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。

3 執行機関は、地域の諸資源を最大限に活用して、最少の経費で最大の効果を挙げるよう市政経営を行います。

## 戦略方針 9 - 1 CS (顧客満足) への対応強化

全ての職員が業務において市民志向の意識を持ち、顧客満足の視点で行政サービスを提供する。

### 行動計画 9 - 1 - 1 CS活動の充実による人材育成と窓口対応力の強化を通じた市民満足度の向上

(市民部:市民課)

取組内容	・部独自のCS活動の個々の取組みについて評価を行い、より人材育成や窓口対応力の強化に結びつく活動への転換を図る。(ワーキンググループ活動、できごとカード、キャリア計画、事務手順書、市民窓口アンケート、CS活動予算、能力向上研修等)		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・市民窓口アンケートの評価点90点以上を目指す	同左	同左

### 行動計画 9 - 1 - 2 CS向上活動の推進継続

(社会部:全支所)

取組内容	・年1回の全支所同時の窓口アンケートの実施 ・各支所における職場研修の実施		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・窓口アンケート、職場研修の実施	同左	同左

### 行動計画 9 - 1 - 3 実務マニュアルの作成等による適正かつ迅速な開発許可制度の運用

(都市整備部:開発審査課)

取組内容	・開発許可制度に関する知識の継承のための定期的な課内実務研修を実施する。 ・個別疑義事案に関する全課員による認識の平準化のための担当者会議を定期開催する。 ・開発許可制度の公正かつ適切な運用のための(仮)開発許可制度実務マニュアルを作成する。 ・市民へのわかりやすく時宜を得た開発許可制度に関する情報提供のために市ホームページを随時更新する。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・定期的な実務研修・担当者会議の開催 ・ホームページの随時更新 ・(仮)開発許可制度実務マニュアルの作成	同左 ・マニュアルの随時見直し	同左

行動計画 9-1-4 利用者満足の視点で教育普及事業を実施 (教育委員会:美術館)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちへの鑑賞のきっかけづくりの充実を図る。</li> <li>・初心者から愛好者まで幅広く参加できる講座・講演会、ワークショップ等の充実を図る。</li> <li>・一般市民への鑑賞機会の提供・充実を図る。〔交流館での美術館学習事業等〕</li> <li>・大学との連携による教育普及活動の充実を図る。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子向けギャラリートーク等の試行</li> <li>・学芸員による作品解説の充実</li> <li>・初心者向けの講座検討(内容、教材・資料のマニキュアル化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子向けギャラリートーク実施</li> <li>・大学との連携によるワークショップ等の試行</li> <li>・初心者向けの講座実施</li> <li>・館外普及活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子向けギャラリートーク実施</li> <li>・大学との連携によるワークショップ実施</li> <li>・初心者向けの講座実施</li> <li>・アーティストによるワークショップ等の試行</li> <li>・館外普及活動の実施</li> </ul>

戦略方針 9-2 電子自治体の推進			
行政手続きの電子化により、市民サービスの質や事務効率の向上を図る。			
行動計画 9-2-1 インターネット技術を利用した行政サービスの拡充 (総務部:情報システム課 全部局対応)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人認証や添付書類を必要としない手続き種類の拡大を推進する。</li> <li>・イベントや行事参加などの申込みに、個人認証不要のあいち簡易受付サービスの利用を広げ、電子行政サービスの利便性のPRをすすめる。</li> <li>・事業者を中心に電子申告の利用をPRし、電子申告を企業業務に浸透させていく。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申請届出の手続き種類の拡大検討、調査</li> <li>・あいち簡易受付サービスの利用拡大、利用促進</li> <li>・マルチペイメントネットワークシステムの利用促進及び利用拡大検討、調査</li> <li>・地方税電子申告システムの利用促進及び利用拡大検討、調査</li> </ul>	同左	同左

行動計画 9-2-2 地方税電子申告システム(エルタックス)の利用促進 (市民部:市民税課)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エルタックス利用者である個人市県民税特別徴収義務者、法人市民税・事業所税・固定資産税(償却資産)の納税義務者及び代理申告者である税理士に対して直接PRしエルタックスの利用促進を図り、平成24年度末のエルタックス利用率で給与支払報告書(特別徴収事業所分)、法人市民税申告書、事業所税申告書、固定資産税(償却資産)申告書のいずれも50%を目標とする。</li> <li>・国税連携に対応できるようにシステムを改修しエルタックスによる確定申告書データの電子データでの受領を確実に実施する。</li> <li>・エルタックスのサービス拡大に向けて電子納税への取組みを検討する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・エルタックス利用促進及び国税連携に向けた適切な対応	同左	同左

戦略方針9-3 実践計画事業の適切な実施			
総合計画で掲げる将来ビジョンの実現へ向けて前期実践計画の着実な進捗を行う。			
行動計画 9-3-1 短期経営方針を踏まえた前期実践計画ローリングの実施 (総合企画部:企画課 全部局対応)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期実践計画ローリングを実施(市民評価を含む)し、市民に公表する。</li> <li>・前期実践計画事業の進ちょく状況を踏まえた後期実践計画の策定</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・前期実践計画のローリングの実施	・前期実践計画のローリングの実施 ・後期実践計画の策定検討	・前期実践計画の評価 ・後期実践計画の策定

戦略方針9-4 適切なアウトソーシングの推進			
行政サービスの質を確保しつつ、外部委託・PFIの導入・指定管理者制度の導入等にあたって、効果的な事業を選択する。			
行動計画 9-4-1 適切なPFI事業の運用 (総合企画部:企画課 全部局対応)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「豊田市におけるPFI事業の導入に関する基本方針」および「豊田市PFIマニュアル」を適切に運用する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・平成22年度4月に供用開始される「交通安全教育施設」のサービス水準のモニタリング開始	・平成23年度4月に供用開始される「東部給食センター」のサービス水準のモニタリング開始	・「交通安全教育施設」および「東部給食センター」のサービス水準のモニタリング
行動計画 9-4-2 特別任用職員の活用 (総務部:人事課 全部局対応)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別任用職員制度の拡大と1種、2種職員の確保を図ることで、産休代替、欠員対応等への活用を目指す。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・OB雇用の特別任用職員の配置確保	・代替職員への拡大対応	

## 戦略方針 9 - 5 公共施設の維持管理・配置・規模の適正化

市が保有する膨大な公共施設について、延命化を図るとともに、施設の規模・配置等の適正化を図る。

### 行動計画 9 - 5 - 1 公共建築物の総合的な管理・運用の実施

(総合企画部:企画課、都市整備部:建築住宅課 全部局対応)

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築物の配置基準、規模や質の整備基準の指針を策定する。</li> <li>・延命化計画を推進する。</li> <li>・トータルコストに基づく施設評価の仕組づくりを行う。</li> <li>・計画的に公共建築物の管理・運用をするための財政措置及び組織体制を構築する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集・整理、現状分析、将来予測の実施</li> <li>・指針及び手法などの検討、調整(部分的に平成23年度当初予算編成に反映)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針及び手法などの決定、周知</li> <li>・平成24年度当初予算編成作業から反映</li> </ul>	

### 行動計画 9 - 5 - 2 道路施設(橋梁)の計画的な維持管理

(建設部:道路維持課)

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路施設(橋梁)管理にアセットマネジメントシステムを導入することにより、計画的な維持管理を行う。</li> <li>・長寿命化対策により、施設の延命化、費用の平準化を図る。</li> <li>・長寿命化修繕計画を策定することにより、国庫補助制度の導入を図る。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁点検事業の実施およびデータの蓄積(データベースへの入力)</li> <li>・アセットマネジメントシステムの試験運用ならびに修正・更新</li> </ul>	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁点検事業の実施およびデータの蓄積(データベースへの入力)</li> <li>・アセットマネジメントシステムの本格運用・(H25年度以降:長寿命化修繕計画の策定)</li> </ul>

### 行動計画 9 - 5 - 3 公園施設の長寿命化計画策定

(建設部:公園課)

取組内容	<p>施設の老朽化に起因する事故の発生が危惧されるため、施設の事後保全型管理から予防保全型管理への転換を推進し、今後予想される老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の平準化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設後10年以上経過かつ再整備予定のない公園施設の健全度把握のため、点検調査を実施する。</li> <li>・点検調査の結果を受けた長寿命化対策を検討する。</li> <li>・長寿命化対策による効果を測定する。</li> <li>・国庫補助金制度を導入する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街区公園100箇所、近隣公園13箇所、地区公園5箇所の長寿命化計画を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・矢作緑地12箇所、運動公園1箇所、緑道9箇所、緑地6箇所の長寿命化計画を策定</li> </ul>	

<b>行動計画 9-5-4 雨水ポンプ場施設の長寿命化計画策定</b> <span style="float: right;">(建設部:河川課)</span>			
取組内容	施設の老朽化により故障等による事故が危惧される雨水ポンプ場について、以下の取組みを行う。 ・施設・設備の点検及び健全度の評価を実施する。 ・点検結果を基に長寿命化対策を実施する。 ・長寿命化対策を基に将来の費用を予測する。 ・補修・補強・更新の判断をする。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・施設の点検及び調査の実施	・長寿命化計画策定委託の実施 ・更新計画の判断(修繕・補強・更新)	・長寿命化計画策定委託の結果を基に、更新計画(修繕・補強・更新)の詳細設計委託の実施
<b>行動計画 9-5-5 下水道施設(管路・処理場・中継ポンプ場)の長寿命化計画の実施</b> <span style="float: right;">(上下水道局:下水道維持課)</span>			
取組内容	・国の「下水道長寿命化支援制度」を活用し、施設の重要度・優先度を踏まえた点検調査を行い、劣化診断に基づき事業費の平準化した効率的な改築更新事業を実施し、点検調査の結果を踏まえて今後の適正な維持管理計画に反映する。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・下水道管路長寿命化計画策定(既設団地) ・既設団地長寿命化管路診断調査委託(TVカメラ調査)(第2期=13団地) ・長寿命化管路実施設計委託(高美団地)	・下水道管路改築更新事業(高美団地)	・下水道管路改築更新事業(高美団地)
<b>行動計画 9-5-6 老朽化が進むスポーツ施設のあり方検討</b> <span style="float: right;">(教育委員会:スポーツ課)</span>			
取組内容	老朽化に対するコスト検証が不十分なため、以下の取組みを行う。 ・施設状況の詳細な把握と分析 ・屋内、屋外スポーツ施設の改修計画の策定 ・施設配置計画の見直し検討		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・屋外スポーツ施設改修計画の策定	・屋外スポーツ施設の改修の実施 ・公共施設延命化計画以外の改修の検討	・屋外スポーツ施設の改修の実施 ・公共施設延命化計画以外の施設改修計画の策定
<b>行動計画 9-5-7 給食センターの統廃合</b> <span style="float: right;">(教育委員会:保健給食課)</span>			
取組内容	・老朽化した給食センターを改築し、10センターを6センターに統合する。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・小原給食センターを藤岡給食センターに統合 ・新北部給食センター用地造成工事の推進	・下山給食センターを新東部給食センターに統合改築 ・新北部給食センター改築整備事業の推進	・新北部給食センター改築整備事業の推進

## 戦略方針 9 - 6 事務事業の適正化

業務の遂行に際して、サービスの質、サービス提供の対象者及び範囲、コスト、スピードの4つの視点で内容を見直す。

### 行動計画 9 - 6 - 1 補助金の最適化 (総務部:財政課 全部局対応)

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「補助金の最適化方針」に基づいた見直しと予算への反映を行う(21年度から継続)</li> <li>・補助金の「見える化」を図る。(補助金の概要をホームページ等で公開する。)</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「補助金の最適化方針」に基づく見直し結果について、関係者協議、新規事業への展開に向けた要綱準備等を行い、順次予算に反映</li> </ul>	同左	同左

### 行動計画 9 - 6 - 2 環境配慮指針に基づくフォローアップの推進 (総務部:技術管理課)

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事における環境配慮事項をチェックシートにまとめ、環境配慮率を算出する。</li> <li>・年度ごとに各工事のチェックシートをとりまとめ、工種分類ごとに環境配慮率を算定する。</li> <li>・上記数値と工種ごとに設定した環境配慮率目標値との比較を行う。</li> <li>・環境配慮指針推進部会を開催し、関係部署とともに配慮事項や目標値を設定する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体目標配慮率(60%)以上の取り組みの実施</li> </ul>	同左	同左

### 行動計画 9 - 6 - 3 新固定資産情報システムの構築 (市民部:資産税課)

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行システムにおける不具合の改修は、軽易な改修では対応できないため、抜本的に新システムを構築する。あわせて現行事務フロー、事務処理体制、及び適法性の再検証を行い、課税の適正化を図る。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行システムの不具合の洗い出し、及び現行事務との整合性を確認し、業務申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム設計、及び事務処理体制の見直し確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム開発</li> </ul>

### 行動計画 9 - 6 - 4 リゾート安曇野のあり方の検討 (産業部:産業労政課)

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の自治体が経営する類似施設の運営状況を調査・研究するとともに、費用対効果について検証する。</li> <li>・当該検証結果を公表し、広く市民の声を聴いた上で、施設の存続についての結論を出す。</li> <li>・廃止(処分)した場合の代替制度(市民の宿泊費補助など)についての検討を行う。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の自治体が経営する類似施設の運営状況を調査・研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の調査結果に基づき、施設の費用対効果に係る検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証結果を広く市民に公表し、意見を集約した上で、方向性を決定 (25年度:廃止を決定した場合、処分先を確保)</li> </ul>

<b>行動計画 9 - 6 - 5 地域特性を考慮した道路計画・整備の検討</b> <span style="float: right;">(建設部:土木課、地域建設課)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間地域においては豊田市ローカルルール(地域・交通量・地形等)を考慮した道路整備を図ることでコスト縮減を図る。</li> <li>・ 利用形態、地形および地域特性に応じた柔軟な道路構造を検討する。</li> <li>・ 大型建造物の回避または縮小化を図る。</li> <li>・ 部分整備による手法の検討(待避所設置・視距改良・部分拡幅・側溝整備のみ等)</li> <li>・ 地域と接点がない担当副主幹が業者との打合せ(当初、中間、検査時)に最低3回程度立会い、業務内容の確認を行い、課内の統一化を図る。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事申請要望に対し、費用対効果の高い整備手法(ローカルルール)で地元と協議</li> <li>・ 設計時に別の担当職員を介入させ、客観的な視点で設計、考察</li> </ul>	同左	同左
<b>行動計画 9 - 6 - 6 みちなびとよたを活用した移動情報提供</b> <span style="float: right;">(都市整備部:交通政策課)</span>			
取組内容	<p>施設管理者等の情報提供者がデータを更新するスタイルへの転換を図る。具体的には、次の手法を検討し実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ みちなびとよたで施設データを持たず、各施設管理者等が管理しているサイトにリンクする。</li> <li>・ 施設管理者等情報提供者がみちなびとよたのサイトの情報を更新する体制を構築する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ データ更新体制の検討、施設管理者との調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設管理者によるデータ更新体制構築・実施</li> </ul>	
<b>行動計画 9 - 6 - 7 長期末整備公園緑地の見直し</b> <span style="float: right;">(都市整備部:都市計画課)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園、緑地においては、全ての都市計画決定済み案件の完全整備を目標にするのではなく、まちづくりの観点から真に必要な公園、緑地の取捨選択すべく時点修正を行い、整備事業実施の可能性も十分に検証した上で、整備を優先するランク付けを行う。</li> <li>・ やむなく優先順位が低くなり、整備の見込みが低いと判断されたものについては、計画の見直しを行う。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状把握・カルテ作成、見直し方針決定、区域検討(削除・追加・事業推進)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会・部会開催(見直し区域決定)、パブリックコメント実施、地元説明会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元説明会、都市計画変更手続き</li> <li>・ 25年度以降、都市計画変更手続き、事業実施</li> </ul>
<b>行動計画 9 - 6 - 8 放課後児童クラブの指導員の専任化</b> <span style="float: right;">(子ども部:次世代育成課)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各クラブの指導員の体制を専任指導員(週5勤務)、指導員(週3勤務)、臨時指導員の3種類に分け登録する。</li> <li>・ 専任指導員をクラブの運営責任者として配置し、クラブの管理運営体制を整える。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専任指導員の導入(全クラブの4/5程度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専任指導員の導入(全クラブ5/5)</li> </ul>	同左

行動計画 9-6-9 認証保育所制度及び認証保育所交付金の見直し (子ども部:保育課)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準の見直しを行い、努力した施設が高評価となるようにする。</li> <li>・交付金の算定に開所時間を加味する等、こども園の補完的機能に対するインセンティブを付与する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・平成21年度に見直した評価基準を元に交付金制度を見直し	・新制度による運用	同左
行動計画 9-6-10 公道内給水管取出工事の精査 (上下水道局:水道整備課)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内申請業者(指定給水装置工事事業者)にて公道取出工事を行う。</li> <li>・道路使用許可申請について、実際に工事を行う指定給水装置工事事業者が行う。</li> <li>・公道取出工事を職員又は公道取出工事を熟知した者(水道局職員OB)等の立会いを行う。</li> <li>・受付・設計審査・現場立会手数料等を設定する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣事業者の公道取出・手数料等を調査し、給水条例の改定の参考にする。</li> <li>・平成22年12月議会をめぐりに条例改定を上程。</li> <li>・お客さまへの周知徹底(広報とよた等)、指定工事店への周知・指導徹底(講習会等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公道取出工事における事務量の確認(時間外勤務の減少等)</li> <li>・指定工事店の講習会の継続</li> </ul>	同左(定着化)
行動計画 9-6-11 水質監視(連続監視)機能の充実 (上下水道局:上水運用センター)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄水場と配水系統末端地区の水質監視機能を増強する。基本となる監視項目、浄水場毎に増強させる計器、監視が必要な配水系統等を抽出し、実施計画を策定する。これに従って計画的な整備を行い、より高度な水質監視体制を確立していく。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施計画の確認、調整、修正</li> <li>・浄水場及び配水系統末端地区の整備実施</li> </ul>	同左	同左
行動計画 9-6-12 スポーツソフト事業の一元化 (教育委員会:スポーツ課)			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ課と体育協会との事業の一元化に向け、平成23年度から段階的に事業移管する。移管業務の選別、移管に伴う人員配置、予算措置協議を進める。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業移管方針、スケジュールの策定</li> <li>・第1次移管 事業移管検討(各種大会等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次移管実施、検証</li> <li>・第2次移管検討(体育指導委員事業等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次移管実施、検証</li> <li>・第3次移管検討(地区総合型SC運営支援事業等)</li> </ul>

## 戦略方針 9 - 7 危機管理への対応

自然災害への対応や感染症の流行など、市民生活に及ぶ危機の予防策を講じるとともに、日常業務において生ずる危機へ迅速かつ適切に対応する体制づくりをめざす。

### 行動計画 9 - 7 - 1 突発的な事件・事故等への対応の定着 (総合企画部・秘書課 全部局対応)

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・突発的な事件・事故等発生の際の確認事項の中に市民への公表の判断基準を追加する。</li> <li>・事件・事故等への対応について、迅速かつ適切に対応できる体制の一層の定着を図る。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認事項に市民への公表の判断基準を追加</li> <li>・危機管理体制の検証・実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理体制の検証・実施</li> </ul>	同左

### 行動計画 9 - 7 - 2 豊田市業務継続計画(豊田市BCP)[想定東海・東南海地震運動]の策定

(社会部・防災防犯課 全部局対応)

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急対応業務、優先度の高い災害復旧業務、優先度の高い通常業務の選定を行う。</li> <li>・必要とする資源を検討する。</li> <li>・業務継続計画を策定する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の策定(情報収集、全体計画)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画の策定(基本構想・庁内調整)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画の策定(計画策定)</li> </ul>

### 行動計画 9 - 7 - 3 情報システムの業務継続計画(BCP)の策定

(総務部・情報システム課)

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムの現状分析、障害発生時等の影響度調査を行う。</li> <li>・業務継続計画の策定と具体的な行動計画を立案する。</li> <li>・課内及び関連所属での簡易訓練を行う。</li> <li>・訓練で問題点の洗い出しと計画の見直しを行う。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムの障害発生時などの現状分析、影響度調査の実施</li> <li>・業務継続計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画に基づく行動計画の策定、個別対策の実施</li> <li>・簡易訓練の実施と問題点の洗い出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な対策の実施</li> <li>・簡易訓練結果による計画の見直し、本格的な訓練の実施と対応手順の定着</li> </ul>

### 行動計画 9 - 7 - 4 新型インフルエンザ対応体制の更なる整備

(福祉保健部・感染症予防課)

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係課と連携した医療体制の整備・見直しを行う。</li> <li>・医師会、教育委員会、区長会等と連携した、対象者(市民や医療機関)毎の情報提供方法等の整備を行う。</li> <li>・行動計画、マニュアルの見直し、事業継続計画の策定を支援する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療体制の整備・見直し</li> <li>・情報提供・共有体制の整備</li> <li>・行動計画等の見直し</li> </ul>	同左	同左、整備まとめ

<b>行動計画 9-7-5 食品に関する健康危機管理の対応</b> <span style="float: right;">(福祉保健部:保健衛生課)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間に多数の分析が可能な最新式の分析機器(ガスクロマトグラフ・質量分析システム)を導入するとともに、検査担当者の研修を実施するなどし、検査体制を強化する。</li> <li>・検査計画の見直し及び関係機関との調整により、農薬検査件数・項目数を順次増加する。</li> <li>・市民等に対し、より迅速かつ正確な情報が提供できるよう、不良食品等処理要領等の検証を行い、問題があれば見直す。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の導入。導入機器の動作確認、予備試験の実施。検査担当者の研修の実施。</li> <li>・農薬の検査計画の見直し。</li> <li>・不良食品等処理要領等について検証の実施(問題があれば見直し)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各関係機関との調整を行い、農薬検査件数・項目数を順次増加。</li> <li>・検査担当者の研修の実施。</li> </ul>	同左
<b>行動計画 9-7-6 災害時における迅速な初動体制への取組み</b> <span style="float: right;">(建設部:全課)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の災害を想定した職員机上訓練および建設業者を含めた訓練を実施する。</li> <li>・実際の災害や訓練結果を踏まえ「行動マニュアル」を事態にあった内容に見直していく。</li> <li>・建設業者間での協力体制の充実を促す。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機対応研修と情報伝達訓練の実施</li> <li>・「行動マニュアル」の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業者を含めた、災害机上訓練を実施と問題点の洗い出し。</li> <li>・「行動マニュアル」見直し</li> </ul>	同左
<b>行動計画 9-7-7 危機管理(事件・事故)に対する意識の向上に向けた取組み</b> <span style="float: right;">(建設部:全課)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理担当者を各課に置き、建設部で危機管理担当者連絡会を月例で開催し、各課の事件事故の事例を持ち寄り検討する。</li> <li>・できごとカードを日常の事件で作成し、素早く連絡相談報告することにより、問題点、解決策が見える化し検討しやすくする。</li> <li>・危機管理担当者がリーダーとなり、危機管理研修連絡会で検討した内容を取り入れ、毎月、課毎に職場研修を実施し、職場研修実施報告書に記入し確認をする。</li> <li>・一人任せにせず、組織全体での情報の共有し、チェック体制を強化する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設部内で過去や直近の情報を共有し、問題発生予防の徹底を行う。</li> <li>・毎月、各課の問題点、調整点について連絡会を開催し、報告調整を実施する。</li> <li>・新入職員、異動職員の教育訓練と職場研修での改善の啓発を実施する。</li> </ul>	同左	同左

<b>行動計画 9-7-8 バス運行における事故等発生時の対応の強化</b> <span style="float: right;">(都市整備部:交通政策課)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に運行事業者との意見交換を行い、その際に危機管理意識の向上を図る。</li> <li>・事故等の記録を整理し、今後、類似した事故等の対応の参考となるようにする。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・定期的に運行事業者との意見交換会を開催。事故対応事例等を示しながら対応体制を強化し、意識向上	同左	同左
<b>行動計画 9-7-9 民間木造住宅の耐震化の支援</b> <span style="float: right;">(都市整備部:建築相談課)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断事業(地域に出向いての周知、防災イベントへの参加、耐震診断受付ローラー作戦等)を行う。</li> <li>・耐震改修事業(耐震診断を受けてまだ改修工事を行っていない市民への耐震化相談会等)を行う。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・耐震診断員派遣事業、耐震改修工事補助事業の実施	・耐震改修促進計画の進捗状況の確認を行い、促進計画の見直し	・新たに策定した促進計画を元に平成27年度までに耐震化率90%を目指して事業の推進
<b>行動計画 9-7-10 学校施設の防犯機能の充実</b> <span style="float: right;">(教育委員会:教育行政課)</span>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校敷地と外部を遮断するため敷地外周を門扉とネットフェンスで囲う。</li> <li>・防犯カメラは正門付近及び校内の死角になるところに各校4台のカメラを取り付け職員室に設置したモニターで管理する。</li> <li>・インターホンは職員室と各教室を結び、非常時等の緊急連絡用に設置する。</li> <li>・夜間警備は機械警備を基本とし、必要に応じ巡回警備も実施する。</li> </ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・防犯カメラ設置:小16校、中1校	・門扉・フェンス設置:小5校、中1校	・インターホン設置:小4、中11校

(執行機関の組織)

第24条 執行機関の組織については、効率的かつ機動的なものとなるよう常に見直しに努めます。

### 戦略方針 10 - 1 組織内分権の充実

事業部門が迅速に意思決定できるよう、部門の人事権や予算編成・執行権限を強化する。

#### 行動計画 10 - 1 - 1 部門内の人事権の強化 (総務部:人事課 全部局対応)

取組内容	・部門内で数ヶ月程度の間、繁閑に対応するために部門による業務命令が発令し、他課の業務に従事させる仕組みを作ることで、部門の人事調整権限の強化を図る。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・短期の業務命令方式のルール化	・部門による業務命令の実施	

#### 行動計画 10 - 1 - 2 予算編成における枠配分方式の継続・拡大 (総務部:財政課 全部局対応)

取組内容	・予算編成における枠配分方式の継続・拡大を行う。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・経常経費への枠配分方式の継続 ・一部政策経費への枠配分方式の継続・拡大	同左	同左

### 戦略方針 10 - 2 組織体制の適正化

業務の量・質に応じた職員定数と配置の適正化を行い、効果的・効率的な組織体制を作る。

#### 行動計画 10 - 2 - 1 定年延長への対応と職員の適正配置 (総務部:人事課 全部局対応)

取組内容	・新たな定員適正化計画に基づく必要な人員体制を確保する。 ・育児休業等の代替職員の確保のため、任期付任用職員をはじめとした人員確保手段を講じる。 ・国が導入を目指す、平成25年度からの段階的定年延長に対応する。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・新たな定員適正化計画に基づく人員の確保 ・任期付職員制度等多様な人材確保の実施	同左	・国の定年延長制に基づき市の制度を整備 国の制度化スケジュールの変更があれば25年度へ継続

### 戦略方針 10 - 3 職員給与の適正化

情勢に適応した職員給与の適正化を図る。

#### 行動計画 10 - 3 - 1 職員給与の適正化 (総務部:人事課 全部局対応)

取組内容	・民間企業の給与水準に準拠した(情勢適応の原則)人事院勧告に準拠し、職員の適切な給与水準とすべく職員組合との交渉、条例等の整備を行う。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・人事院勧告準拠による給与水準への適合	同左	同左

(行政手続)

第25条 執行機関は、市政経営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続を適正に行います。

## 戦略方針 1 1 行政運営における公正の確保と透明性の向上

行政手続ルールの特明化や行政不服審査に対する体制を整備し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る。

### 行動計画 11-1 行政運営における公正の確保と透明性の向上 (総務部:庶務課 全部局対応)

取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・審査基準、処分基準等の設定し、確認する。</li><li>・審査基準、処分基準等を公表する。</li><li>・審理員の選任、行政不服審査会の設置等を行う。</li><li>・審理手続マニュアル等を作成する。</li><li>・要綱と要領・事務処理マニュアルとの差別化を実施する。</li><li>・要綱の体系的に整理(組織要綱、助成要綱、事業実施要綱、指導要綱)し、公表する。</li><li>・要綱の検証し、内容の点検・見直しを行う。</li></ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"><li>・審理員の選任、行政不服審査会の設置等</li><li>・手続マニュアル等の作成</li><li>・要綱と要領・事務処理マニュアルとの差別化の実施</li><li>・要綱の体系的整理(組織要綱、助成要綱、事業実施要綱、指導要綱)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・審査基準、処分基準等の設定確認</li><li>・審査基準、処分基準等の公表</li><li>・要綱の検証及び内容の点検・見直し</li><li>・要綱の公表</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・要綱の検証及び内容の点検・見直し</li><li>・要綱の公表</li></ul>

(条例の制定及び法令の活用)

第26条 市は、政策等を推進するため、必要な条例、規則等を制定するとともに、執行機関は、法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的に行うよう努めます。

## 戦略方針 1 2 政策法務体制の確立

政策法務体制を確立し、職員の法律的思考能力と政策法務能力の向上を図るとともに、法務を用いた政策実現を行う。

### 行動計画 12 - 1 政策法務体制の確立 (総務部:庶務課 全部局対応)

取組内容	・政策法務推進体制を整備する。(特定部署に政策法務担当を設置する。) ・政策法務能力の高い人材を育成する。 ・政策法務支援マニュアル等を整備する。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・政策法務担当の試行的設置(業務:例規の立案方針、制定改廃調整) ・政策法務担当向け研修の実施(以後順次継続実施) ・「議案調製及び法制執務の手引」の充実	・政策法務担当の試行的業務追加(不服申立て及び紛争処理の連絡調整)(以後継続実施) ・行政不服審査マニュアルの整備	・政策法務担当の業務及び研修等の定着化

(法令の遵守)

第27条 執行機関は、公正かつ民主的な市政経営を実現するため、別に条例で定めるところにより、法令遵守体制を構築します。

### 戦略方針 13 法令遵守体制の強化

公正かつ民主的な市政経営を実現するために、法令遵守体制の強化を図る。

#### 行動計画 13 - 1 コンプライアンス(法令遵守)の確立した組織づくり

(総務部:庶務課 全部局対応)

取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・組織的対応のための取組を実施する。</li><li>・職員の対応力向上のための取組を実施する。</li><li>・警察、県弁護士会等関係機関との連携強化を図る。</li><li>・事案の早期発見と解決のための取組を実施する。</li></ul>		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	<ul style="list-style-type: none"><li>・従来からの取組である対策リーダー会議、各種研修等を継続して実施</li><li>・潜在化する不当要求等行為等を掘り起こすための手法を検討し、調査を実施</li><li>・顕在化した事案に対する対応方法を検証し、改善すべき点について指導、研修等を実施し、組織及び個人の対応力を向上</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・前年度の取組を検証し、必要に応じて見直しを実施</li><li>・事案の発生から解決までの迅速化を図るための方策を検討し、実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・前年度の取組を検証し、必要に応じて見直しを実施</li></ul>

(国及び他の地方公共団体との連携及び協力)

第28条 市は、共通する課題を解決するため、国、愛知県及び関係地方公共団体と互いに連携を図りながら協力するよう努めます。

#### 戦略方針 14 国及び他の地方公共団体との連携

地域主権への対応、自治体間の共通課題の解決や国政の変化への対応など、中核市市長会や全国市長会等と連携して取り組む。

行動計画 14 - 1 中核市市長会の効率的な活用		(総合企画部:企画課 全部局対応)	
取組内容	・本市の意見を積極的に中核市市長会に出し、中核市市長会としての意見として取りまとめられるよう働きかけ、国の対応を求める。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・中核市市長会に参画し、本市にとって有効な国の対応を求めるため、積極的に意見を提出	同左	同左

#### 戦略方針 15 東京事務所の活用

東京事務所の情報収集力を積極的に活用し、国の動向等の情報を迅速に収集し、市政へ反映する。

行動計画 15 - 1 東京事務所の活用		(経営政策本部:東京事務所 全部局対応)	
取組内容	国の動向等、積極的な情報収集に努め、各要望に迅速に対応できる体制をつくる。		
スケジュール	22年度	23年度	24年度
	・情報収集と情報提供 ・東京での会議等の代理出席	同左	同左

#### (仮)まちづくり基本条例戦略プラン(案)

豊田市経営政策本部  
〒471-8501 愛知県豊田市西町 3-60  
電話 0565-34-6981(直通)  
FAX 0565-33-7155  
E-mail: keieiseisaku@city.toyota.aichi.jp